USPTO、オンライン上の模倣品対策に関するガイドライン案への意見を募集

2025 年 5 月 28 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTO は、5 月 19 日付の官報[1]で、オンライン上の模倣品取引に関して、経済協力開発機構（OECD）の不正取引対策作業部会（Working Party on Countering Illicit Trade（WP-CIT））が作成している対策ガイドライン案[2]への意見募集を開始した。本ガイドライン案は、オンライン上の模倣品取引に関して、政府、オンラインマーケットの運営者、真正品の権利者といった利害関係者が採るべき対応策・ベストプラクティスをまとめたものである。

USPTO は、以下のトピックについて勘案されるべき要素や効果的なベストプラクティスについて広く意見を募集するとしている。

1. オンライン上の模倣品販売行為への対抗策
   オンライン市場における模倣品対策に関する政府、オンラインマーケット運営者および真正品の権利者に代表される利害関係者間の協力体制の構築。

2. 繰り返し権利侵害行為を行う者
   オンライン上で模倣品の販売を繰り返し行う者の特定や追跡に向けた協力体制の構築。

3. エンフォースメントと制裁
   模倣品取引の抑止力としての罰則の制定や市場から模倣品を排除しないオンラインマーケット運営者に対する制裁。

4. 情報交換、透明性の確保および消費者意識
   オンライン市場における模倣品の取り締まり件数をはじめとする統計情報の公表や利害関係者間での情報・知見の共有。

5. 市場の監視
   巧妙化する模倣品の販売行為に対する積極的なオンライン市場の監視や効果的な対策手法に関する利害関係者間での情報の共有。

6. 通知と反論の機会
   模倣品販売が疑われる場合のオンラインマーケット運営者への連絡と販売者による反論の機会の確保を含む効果的な通知スキームの構築。

7. オンライン市場からの模倣品の排除
   模倣品販売が確認された場合に、真正品の権利者に生じる損害を最小限とするための即時販売停止およびオンライン市場からの該当商品の排除。

---

[1] https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-05-19/pdf/2025-08891.pdf

[2] “Draft Voluntary Guidelines for Countering Illicit Trade in Counterfeit Goods on Online Marketplaces”

8. 会計上の責任
   オンライン上で模倣品を購入してしまった消費者に対するオンラインマーケット運営者による即時の金銭的な補償の実施。

9. オンライン市場における商品リスト
   模倣品の迅速な特定を目的とした、オンライン市場における販売商品に関する正確かつ明瞭な情報の提供。

10. 第三者による模倣品の販売行為
    オンライン市場での不特定多数の者による商品販売に際して、オンラインマーケット運営者による販売予定者の厳格な審査および法令順守の徹底。

11. 国際的な協力
    オンライン上の模倣品取引は国境を跨いで実施されることが多いところ、政府・民間組織における国際的な協力体制の構築。

USPTO は、6 月 5 日に OECD ワシントンセンターにおいて本件に関する意見聴取を目的としたラウンドテーブルを開催する[3]とともに、6 月 27 日まで意見を受け付けている。

（以上）

[3] https://www.uspto.gov/about-us/events/roundtable-oecd-e-commerce-guidelines